

市之川公民館だより

平成31年1月号

(No.541)

発行：市之川公民館

西条市市之川 6678-1

Tel&Fax： 56-3300

1月 睦月(むつき)

新年、あけましておめでとうございます。

新しい年を皆様お元気でお迎えのことと存じます。

これからはますます寒さが厳しくなっています。皆様には風邪などひかれぬように十分に気をつけて、暖かくしてお元気にお過ごしください。

《1月行事予定》

日	曜	行事・時刻・場所
1	火	祝 元日
12	土	カラオケ会 10:00～ 集会室
14	月	祝 成人の日
26	土	カラオケ会 10:00～ 集会室

※ 通行止め解除

11月27日(火)に公民館のすぐ上に設置されていた通行止めの看板が撤去されました。崩れた道の箇所は下の写真のとおりです。まだ、アスファルト舗装はされていませんが、車の通行はできます。



※ 市之川鉱山学び教室

国・県・市の補助をうけて、6月21日(木)より始めた「市之川鉱山学び教室」も終盤にさしかかってきました。

第7回から最終の第10回までは、加茂川の河原で輝安鉱の入っている石をさがしています。小・中・高生や大人の方々が熱心に取り組まれています。



第7回

12月2日(日) 参加9名



第8回

12月9日(日) 参加27名



第9回

12月16日(日) 参加16名

最終回の第10回は、
12月23日(日)の予定です。

※ 来館

12月11日(火)に、えひめ森の案内人会ジオ部会の方々がおいでました。

松山市から8名、西予市から1名、西条市から1名の計10名です。

とても熱心な方々で、写真を撮るのを忘れるくらい、たくさんの質問をしてくださいました。随分と興味を持ってくださったようです。

ということで、残念ながら写真はありません。



○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
梅の木に	わさび谷	尾を振って	野イチゴを	餅取り粉	餅ついて	平成も	ふる里も	青空に	満月は	木枯らしに		
花一輪	きれいに手入れ	干し柿ねだる	摘んで口に	鼻におでこに	親子三代	後わすかなり	秋の景色に	忘年会も	空にぱっかり	ハツとざわつく		
春を待つ	子頃の	ゴロオかな		孫の嫁	杵の音	よい年に	衣替え	頼もしく	開いた穴	黄絨毯		
正	正	正	正	ゴロオ	ゴロオ							
正	正	正	正	ゴロオ	ゴロオ							
						知	知	知	館	館		
						知	知	知	館	館		
						知	知	知	館	館		
						知	知	知	館	館		
						知	知	知	館	館		
						知	知	知	館	館		

文芸欄

人権と日本国憲法



(日本国憲法)
第三章 国民の権利及び義務

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。

第13条 すべての国民は、個人として尊重される。

第14条 すべての国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

(一部抜粋)

日本国憲法は、1946年11月3日に公布され、1947年5月3日に施行されました。日本は、第二次世界大戦及び太平洋戦争を深く反省するとともに、日本国憲法のもと新しい日本として出発しました。憲法は、「国民主権」「平和主義」「基本的人権の尊重」の三本の基本原則からなり、世界の人々が、自由を求め、立憲主義と民主主義を確立するために、多年にわたり積み重ねてきた成果でもありました。

《第11条ポイント》

◆ 「人が生まれながらもつ自由」
「平等な扱いを受ける権利 (平等権)」
を「基本的人権」として保障する。

《第13条ポイント》

◆ 「個人として尊重」
・何よりも一人一人をかけがえのない個人として大切にす。
・人がその人らしく生きていくことを保障する。

《第14条ポイント》 ◆ 差別の禁止

・人が生まれつきもっている性別や肌の色、体の障がいなどの理由での差別の禁止
・「社会的身分」「門地」による差別の禁止

(金森国務大臣)

社会的身分

其の人の努力をもちまして容易にそれをぬぐい退けることのできないような地位があり得るのであります。そういうものを社会的身分と言っているのであります。

いわゆる差別



門地

血統関係、家柄関係というような方面からくるところの特殊なる地位をさして言っております。

➡ (「日本国憲法」の中に、部落差別の禁止が確かに謳われている。)

(帝国憲法改正委員会会議録から)

《第12条ポイント》 ◆ 「国民の不断の努力」で保持

自由や権利は永遠に保障されているのではなく、

常に自分たちがしっかり守り主張していかなければ保持できない。

(池上 彰「超訳 日本国憲法」新潮社)